平成２１年（フ）第５２０号
長崎県長崎市為石町2160番地１
債務者　山口　孝二
１　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３８号
長崎県長崎市竹の久保町14番21号　川内第２ビル304、旧住所長崎県長崎市竹の久保町17番23号　ファミール中島102
債務者　山﨑　哲子
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７５８号
札幌市西区平和２条５丁目14番14―２号
債務者　小林さやか
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３００２号
札幌市東区東雁来14条２丁目２番７―201号
債務者　菅野美智子（旧姓津田）
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３５２号
札幌市中央区北５条西18丁目１番地１　ダイアパレス北５条701号
債務者　猪川　重幸
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３９２号
札幌市豊平区平岸３条18丁目４番23―209号
債務者　松下　雪江（旧姓渡辺）
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４１９号
札幌市中央区南10条西７丁目１番５―303号
債務者　佐々木敏博
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４２０号
札幌市中央区南10条西７丁目１番５―303号
債務者　佐々木陽子
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４３２号
札幌市西区発寒14条３丁目３番１―101号
債務者　川口　智章
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４６６号
札幌市中央区北２条西17丁目１番地６　ＣＵＢＥ17―202号
債務者　高嶋　尚美
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４９６号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目１番１―201号
債務者　曾根田理香子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５３４号
北海道千歳市清流１丁目７番７号
債務者　東野　麻子（旧姓長山・橋本）
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５６０号
札幌市手稲区前田１条７丁目７番13号　パスカルテイネⅡ―105号
債務者　上坂　真生
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５６６号
札幌市豊平区美園９条１丁目１番20―1201号
債務者　川口いな子
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５７２号
札幌市中央区南13条西14丁目３番３―301号
債務者　木伏　孝代（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３５７４号
札幌市中央区南５条西13丁目１番22―305号
債務者　西木　慎也
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６４０号
札幌市北区北28条西15丁目１番13―302号
債務者　池上　泰代（旧姓川上）
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６６０号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字風林42番地252
債務者　大宮　一哲
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部